

「令和6年度さんりく結婚応援支援事業業務」

# 業務仕様書

令和6年4月

岩手県沿岸広域振興局

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度さんりく結婚応援支援事業業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 本業務の目的

結婚支援は沿岸全体の課題であり、元々出会いイベントが少ない沿岸圏域にて、圏域の枠を越えて多数の参加者が集う出会いイベントを開催することにより、人口減少対策に寄与すること及び参加者に三陸地域の魅力を発信し、三陸地域への愛着及び地元定着（移住定住）の意識を深めることを目的とする。

## 2 業務の内容

沿岸広域振興局管内（「宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村」のこと。）に在住する結婚や出会いを希望する者に対し、三陸沿岸の観光資源等を活用しながら出会いの機会を提供するイベント及び参加者のスキルを向上させるセミナーを実施すること。

### (1) 業務の名称

令和6年度さんりく結婚応援支援事業

### (2) 委託期間及び予算額

#### ア 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

※ 委託業務の契約は単年度ごととするが、県が委託業務の執行状況が良好と認めた場合は、契約は令和6年度を基準として3年間まで継続することができること。

#### イ 予算額

3,289,000円

### (3) 業務内容

#### ア 婚活イベントの企画運営実施

##### (ア) 実施地域及び回数

宮古地域、釜石地域、大船渡地域各1回（合計3回）

##### (イ) 参加対象者

男性：沿岸広域振興局管内9市町村

女性：地域制限なし

- ・ 独身者で20歳以上45歳以下の範囲内において、年齢設定を行うものとする。
- ・ 人数は、男女各10名を原則とする。最小実施人数は男女4名とし、各男女10

名を超える場合は抽選等にて参加者を選定する

#### (ウ) 実施日程

7月以降とする。

#### (エ) 実施内容等

- ・ 下記①～③の内容をそれぞれの地域で各1回実施し、沿岸地域の特色を踏まえ、魅力を発信及び体験できる内容とすること。
  - ① 農業体験を含むマッチングイベント（果物狩り、収穫体験など）
  - ② 海に関連した体験を含むマッチングイベント（サップ・釣り体験、クルーズ乗船、海歩きなど）
  - ③ 共通の趣味同士のマッチングイベント（スイーツ好き、キャンプなど）例) 宮古地域：果物狩り（①）、釜石地域：スイーツ好き（③）、大船渡地域：釣り体験（②）
- ・ 各イベント内でのカップル成立者へは、ランチ券の配布などを行い、継続的な交流のためのフォローアップを実施すること。
- ・ 屋外でのイベント開催の場合、雨天時における対応も想定したプログラムとすること。
- ・ “いきいき岩手”結婚サポートセンター（i-サポ）と十分な連携を図り、相互の効果を高めるイベントとすること。

#### イ スキルアップセミナーの開催

上記イベントと合わせて、参加者のコミュニケーション能力や身だしなみ等のスキルが向上し、マッチング率の向上を図れるセミナーを実施すること。

- 内容例
- ・ 会話が弾むコミュニケーションのコツ
  - ・ 相手に好印象を与えるメイクやマナー
  - ・ 将来設計を見据えたライフデザイン など

#### ウ その他

##### (ア) 参加者の募集案内問い合わせ対応等の事務

- ① 参加者の募集及び申込受付  
参加者の募集を行い、申込受付を行うこと。また、最終参加予定者について報告すること。
- ② 問い合わせ対応  
参加者からの問い合わせに対応すること。
- ③ 参加料の徴収  
参加料を徴収する場合は参加しやすい良識的な料金設定となるよう配慮して徴収を行うこと。なお、徴収した参加料は食材費、飲食代等のイベント運営費用に充てるものとし、金額設定については、イベント告知前に協議のうえ、決定すること。

- ④ 広告宣伝
  - ・ ホームページ、チラシ、ポスター、SNS等を活用し、効果的な情報発信を行うこと。
  - ・ なお、Instagram等のSNSは積極的に活用し、特に女性については、県内外へ幅広く周知すること。

(イ) イベント等の実施及び運営

- ① 会場の借上げ及び会議設営、撤去
- ② イベント等に必要な物品等の準備
- ③ 当日の受付、参加者誘導、演出、司会進行等の運営に必要な業務
- ④ 写真撮影

(ウ) アンケートの実施及び集計・分析

イベント参加者へアンケートを実施し、集計・分析を行うこと（満足度、改善点、ニーズ等）。

### 3 成果品

イベント終了後、以下の成果品を沿岸広域振興局に提出すること。

- (1) 業務委託完了届
- (2) 事業報告書

様式は任意とするが、次の内容を含むものとする。

- ア 広告宣伝として使用した資料
- イ イベント内容が分かる資料及び記録写真（データ可）
  - ※ イベント等企画及び実施にあたり受託団体が行った工夫点や反省点
- ウ 参加者名簿（カップル成立者がわかるよう作成すること。）
- エ 参加者アンケート集計・分析結果
- オ その他関係資料

### 4 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち管理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を沿岸広域振興局に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1)再委託等の制限イ」により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように

努めなければならない。

**(3) 業務履行に係る関係人に関する措置請求**

ア 沿岸広域振興局は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

イ 沿岸広域振興局は、上記「(1)再委託等の制限イ」による受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

ウ 受託者は、上記ア及びイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、沿岸広域振興局に対して文書により通知しなければならない。

**(4) 権利の帰属等**

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から沿岸広域振興局に移転することとするが、その詳細については、沿岸広域振興局及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定めるものとする。

**(5) 機密の保持**

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

**(6) 個人情報の取扱い**

個人情報については、個人情報の保護に関する（法律平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

## 5 その他

(1) 本事業にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、沿岸広域振興局と受託者が協議を行い、定めるものとする。